### (熊野・尾鷲地区)

# 玉掛け技能講習開催のご案内

(三重労働局長登録 第20-3号 有効期間 平成31年3月30日)

主催:一般社団法人 日本クレーン協会三重支部

後援:熊野尾鷲労働基準協会

## 『つり上げ荷重1トン以上のクレーン等の玉掛け業務には 玉掛け技能講習修了資格が必要です』

つり上げ荷重が1トン以上のクレーン・移動式クレーン若しくはデリック又は制限荷重が1トン以上の揚貨装置の 玉掛け業務は、一定の資格を有する者でなければ、その業務に就かせてはならないことが法令で定められています。

当協会支部では、**熊野・尾鷲地区の玉掛け技能講習**を下記のとおり開催いたします。この機会に受講されるようご案内申し上げます。 受講を希望される方は、本紙の申込書により、**熊野尾鷲労働基準協会**へお申し込み下さい。

記

#### 1. 受講資格

特になし (ただし、満18才未満の方は業務に就くことが出来ません)。 又、女性も積極的に参加できるようご配慮下さい。

#### 2. 講習日程及び会場

区分	第1日(学科)	第2日(学科)	第3日(実技)	会	場						
回数	第1日(子作) 	第4日(子件) 	第3日(天汉)	学 科	実 技						
熊野·尾鷲①	11月6日(火)	11月7日(水)	11月8日(木)	   尾鷲市中川 12- 7   一型 三重県トラック協会	尾鷲市矢浜 3-3-20						
熊野·尾鷲②	11月6日(火)	11月7日(水)	11月9日(金)	尾鷲研修センター	紀州鐵工㈱						

3. **講習時間及び科目**(講師の都合で科目の時間割を変更する場合があります。)

/ <b>研目所同及 0 11 1 </b> (時間 2 11 日 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2								
	時間		科 目					
第1日	0:00~.17:40(休憩今)	1 H	クレーン等に関する知識					
	9:00~17:40(休憩含)	6 H	クレーン等の玉掛けの方法					
第2日		3 H	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識【免除有】					
	9:00~15:10(休憩含)	1 H	クレーン等の玉掛けの方法					
		1 H	関係法令					
	15:30~16:30 1 H		学科修了試験					
第3日	8:30~16:45(休憩含) 7 H		実技:質量目測・玉掛け用具の選定					
	実技修了試験		クレーン等の玉掛け・合図					

(注) 3日目の実技講習の時間、服装等の詳細は受講票を参照又は学科講習終了時に説明します。

#### 4. 講習科目の受講の一部免除(合図の免除は採点上のみです。)

- (1) 学科講習科目の内「クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識」及び実技講習科目の内「クレーン等の運転のための合図」の2科目について免除を受けることができる対象者は、次の①又は②の資格を有する者です。
  - ① クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者。
  - ② 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者。
- (2) 実技講習科目のうち「クレーン等の運転のための合図」について免除を受けることができる対象者は、次の①又は②に該当する者です。
  - ① 特別教育を修了し、次の業務に6ヵ月以上従事した経験者
    - (4) 制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転の業務
    - (p) つり上げ荷重5トン未満のクレーンの運転の業務
    - (ハ) つり上げ荷重1トン以上の跨線テルハの運転の業務
    - (二) つり上げ荷重1トン未満の移動式クレーンの運転の業務
    - (#) つり上げ荷重5トン未満のデリックの運転の業務

- ② 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項及び第4項の規定による鉱山における次の業務に1ヶ月以上従事した経験者
  - (4) つり上げ荷重5トン以上のクレーン(テルハを除く)の運転の業務
  - (p) つり上げ荷重5トン以上の移動式クレーンの運転の業務

#### 5. 修了証の交付

欠講なく全時間受講し、学科ならびに実技講習の修了試験で規定の成績を得られた方には、修了証を交付します。

#### 6. 写 真

写真1枚(受講6ヶ月以内に撮影した縦30m×横24mの大きさで、上三分身、正面脱帽、背景のないもの、裏面に受講番号、氏名記入)を講習初日に持参して下さい。(証明書用写真をご利用下さい。)

#### 7. 受講費用(受講料+テキスト代)

	全科目受講の場合			学科のうち力学免除の場合		
1名につき	受講料	テキスト代	計(内税)	受講料	テキスト代	<b>計</b> (内税)
日本クレーン協会三重支部の会員事業場	16,500円	1, 145 円	17,645 円	15,500円	1, 145 円	16,645 円
上記以外の事業場等	16,500円	1,645円	18,145 円	15,500円	1,645円	17,145 円

※ 会員とは(-社)日本クレーン協会三重支部に加入している事業場です。

#### 8. 申込方法及び受付

- (1) 申込みは<u>定員制</u>ですので電話等で受付け状況を確認の上、<u>予約</u>をして下さい。<u>予約後2週間以内に受付を完了されてない場合、予約枠は取消させて頂くことがあります。</u>
- (2) <u>申込書</u>と<u>受講費用の入金が確認でき次第受付け完了</u>、<u>各回定員に達したら</u>締め切ります。受付けした方には<u>講習</u> 初日の1週間前に受講票を発送します。 <u>申込み後の受講者の変更は差支えありません(変更の場合は熊野尾鷲労働</u> 基準協会へ事前に連絡)が次回等への回の変更はできません。

また、<u>欠席(講習当日)・講習初日7日前以降の受講取消の場合は事務処理上、既納の受講費用の返金はできま</u>せんのでご了承下さい。

- (3) 申込書は受講希望回数、及び所要事項を記載し、押印のうえ 9. 申込先までFAX送信・郵送又は持参して下さい。
- (4) 講習科目の受講の一部免除を希望する場合は申込書の所定欄にその旨を記入し、免除の対象となる資格を証明する [免許証] [修了証] 等のコピーを添付して下さい。

なお、受講を申し込まれた後において免除の対象となる資格を取得し免除を希望する場合は、<u>各回開講日の7日</u>前までに〔免許証〕〔修了証〕等のコピーを **9. 申込先**へ提出して下さい。**(FAX送信で可)** 

受講当日の免除の申し出は認められませんので注意して下さい。

(5) <u>受講費用は事前に 9. 申込先へ直接持参</u>又は、<u>熊野尾鷲労働基準協会</u>の取引銀行口座に振り込んで下さい。 (振込手数料は、お客様ご負担でお願い致します。)なお、振込金受取書にて領収証に代えさせて頂きます。

#### 9. 申込先

〒519-4324 熊野市井戸町351-2 熊野尾鷲労働基準協会 電話番号 0597-85-3489 FAX番号 0597-85-3489

〔取引銀行=振込先〕 百五銀行 熊野支店

熊野支店 普通口座 334767

〔受付時間 9:00~16:00まで。ただし、土・日・祝日は休日です。〕(Fax24時間稼動)

#### 10. 講習会場案内図

〔学科会場〕

(型)三重県トラック協会

尾鷲研修センター

尾鷲市中川 12-7

\***講習当日**の緊急連絡先は、 TEL 090-2944-3042です。

\*昼食は、各自でご用意ください。

〔実技会場については 学科初日にご案内します。〕

